

## 木造住宅耐震化緊急啓発事業（啓発業務）委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

木造住宅耐震化緊急啓発事業（啓発業務）委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託の内容

木造住宅耐震化緊急啓発事業（啓発業務）委託仕様書による。

### 3 契約上限額

12,883,360円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日まで

### 5 参加資格要件

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス(役務の提供)に関する業務で、営業種目が「S-01：広告代理」である者。
- (2) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えること。
- (10) 平成30年度以降に本業務相当の受託実績があること。

### 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール（予定）

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 実施公告             | 令和6年2月9日（金）        |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出期限  | 令和6年2月19日（月）正午まで   |
| (3) 事前説明会            | 令和6年2月20日（火）午前10時～ |
| (4) 質問書の提出期限         | 令和6年2月27日（火）正午まで   |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出期限 | 令和6年2月28日（水）正午まで   |
| (6) 企画提案書等提出期限       | 令和6年3月4日（月）正午まで    |
| (7) プレゼンテーション審査      | 令和6年3月11日（月）       |
| (8) 審査結果通知           | 令和6年3月13日（水）       |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 事前説明会の開催

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（様式第1号）を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

- ① 日時 令和6年2月20日（火）午前10時～（30分程度）
- ② 場所 宮崎県防災庁舎5階 52号室
- ③ 提出先 下記14を参照
- ④ 提出期限 令和6年2月19日（月）正午まで
- ⑤ 提出方法 電子メールまたはファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

### (2) 企画提案競技の参加申込

企画提案競技の参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出すること。

- ① 提出先 下記14を参照
- ② 提出期限 令和6年2月28日（水）正午まで
- ③ 提出方法 電子メールまたはファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

### (3) 企画提案書等の提出

#### ① 提出書類

次のア～オの企画提案書等を6部（原本1部、副本5部）作成し、提出すること。

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 会社概要（様式任意 ※既存のもので可）

ウ 企画書（様式任意）

- ・別添仕様書を参照の上、提案すること。
- ・企画内容は、審査基準表に従い、わかりやすい表現で記述すること。なお、

審査基準に記載されていない独自のアイデア等はその旨がわかるようタイトル等を工夫すること。

- ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ・概ね15ページ以内とすること（表紙・目次を含む。）。

エ 同種又は類似業務受注実績（様式第4号）

- ・平成30年度以降に、履行した実績等を記載すること（1件～3件程度）。
- ・成果物などがあれば添付すること。

オ 見積書（様式任意）

- ・業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

② 提出先 下記14を参照

③ 提出期限 令和6年3月4日（月）正午まで（郵送の場合は、締切日の消印有効）

④ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑤ 留意事項

- ・応募する企画書は1案に限る。
- ・原則としてA4判で作成すること。
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。

#### (4) プレゼンテーション

① 日 時： 令和6年3月11日（月）

② 場 所： 宮崎県防災庁舎7階 防71号室

③ 実施方法： 参加者によるプレゼンテーション方式

- ・プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分質疑10分の計30分程度とする。
- ・各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ・県では、モニターもしくはプロジェクター及びスクリーンを各1台準備するが、パソコン（付属するコード類含む）やインターネット回線については、提案者が準備すること。

#### 9 企画提案競技にかかる質問

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問を希望する者は、企画提案競技質問書（様式第5号）を令和6年2月27日（火）正午までに下記14に記載の宛先に電子メール又はファクシミリで提出すること。質問への回答は、軽微なものを除き、質問者に電子メール又はファクシミリで回答するほか、県ホームページで公表する。（質問者名は公表しない。）

#### 10 審査項目

(1) 別紙「審査基準表」のとおり。

(2) 複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(3) 審査の通知選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

(4) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(5) (4)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 11 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 13 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 当該業務は宮崎県の令和6年2月県議会定例会において、令和5年度宮崎県一般会計補正予算が議決された場合のみ事業化されるため、この条件を満たさない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。  
この場合においても、提案書の作成提出及び本業務の準備に要した費用は、一切補償しないものとする。

## 14 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県県土整備部建築住宅課建築指導担当（担当 杉富）
- (3) 連絡先 0985-26-7195
- (4) FAX 0985-20-5922
- (5) メール kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp